

○厚生労働省、経済産業省
国土交通省、環境省 告示第 号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第 号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第三十六条第一項の規定に基づき、NPE又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第九条に定める製品でNPEが使用されているものの取扱いに係る当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を次のように定め、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和 年 月 日）から施行することとしたので、同項の規定に基づき告示する。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 名

経済産業大臣 名

国土交通大臣 名

環境大臣
名

N P E 又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第九条に定める製品でN P E が使用されているものの取扱いに係る当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針

本指針は、第二種特定化学物質であるN P E （化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号）第2条第24号に規定する化学物質をいう。以下同じ。）による環境の汚染を防止するため、N P E の製造の事業を営む者、業としてN P E 又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第九条に定める製品でN P E が使用されているもの（以下「N P E 等」という。）を使用する者その他の業としてN P E 等を取り扱う者が遵守すべき事項を定めたものであり、本指針に従いN P E の環境放出の抑制を図ることによって、環境の汚染の防止に資することを目的とするものである。

1. N P E 等を取り扱う施設及び場所については、次の事項に留意した構造とすること。

1. 1 各施設及び場所に共通する事項について

(1) 床面は、N P E 等の地下浸透を適切に防止できるコンクリート等の材質とすること。また、床

面のひび割れ等が懸念される場合には、合成樹脂による床面の被覆又は容器等の下へのステンレス鋼の受皿の設置等浸透防止措置を講ずること。

(2) 必要な場合には、取り扱うN P E等の量並びに当該施設及び場所で行う作業に応じて、施設及び場所の周囲に防液堤、側溝又はためますを設置する措置等N P E等の流出を防止する措置を講ずること。

(3) 施設（配管等を含む。）は、地上に設置すること。やむを得ず、地下に設置する場合には、地下ピット（床面及び壁面は浸透防止ができるコンクリート等の材質とすること。）内に設置すること。

1. 2 貯蔵施設、貯蔵場所及び貯蔵容器に関する事項について

N P E等をドラム缶等の貯蔵容器で貯蔵する場合は、次の事項に留意し、直射日光による温度上昇及び雨水による容器の腐食を防止すること。

(1) 貯蔵場所は、屋内とすることが望ましいこと。

(2) 貯蔵場所をやむを得ず屋外とする場合には、貯蔵場所に屋根を付ける又は容器にカバーをかけ

る等の措置を講ずること。

2. N P E等を取り扱う施設及び場所については、次の事項に留意して点検管理すること。

2. 1 点検管理要領の策定等について

2. 2及び2. 3を踏まえて点検管理要領を策定し、これに基づいて日常点検及び定期点検を行うこと。異常が認められた場合は、速やかに補修その他の必要な措置を講ずること。

2. 2 貯蔵施設、貯蔵場所及び貯蔵容器の点検管理について

(1) 貯蔵施設及び貯蔵場所の点検管理は、次の点に留意して行うこと。

- ① 漏出の有無
- ② 床面及び地下ピットのひび割れの有無
- ③ 防液堤の損傷の有無
- ④ 側溝及びためます等の状態
- ⑤ 荷積みの整理状況

⑥ その他

(2) タンク等の貯蔵施設の点検管理は、次の点に留意して行うこと。

① 底板、側板及び下部弁の損傷、腐食及び漏出の有無

② 液面計の損傷及び漏出の有無

③ その他

なお、地下ピットに設置されている場合には、構造的に漏出の有無を確認しにくいため、配管及び施設の本体等からの漏出の有無に留意し、厳重な点検管理を行うこと。

(3) ドラム缶等の貯蔵容器の点検管理は、次の点に留意して行うこと。

① 容器の損傷、腐食及び漏出の有無

② 栓のゆるみ

③ 貯蔵数量

④ その他

2. 3 作業施設及び作業場所の点検管理について

(1) 作業施設については、配管及び施設の本体等からの漏出の有無を点検管理すること。

(2) 作業場所の点検管理は、次の点に留意して行うこと。

① 床面、受皿及び地下ピットへのN P E等の漏出の有無

② 側溝及びためます等の状態

③ 床面及び地下ピットのひび割れの有無

3. N P E等の取扱作業は、次の事項に留意して行うこと。

3. 1 作業要領の策定等について

3. 2及び3. 3を踏まえて作業要領を策定し、取扱作業を行う者にこれを遵守させること。

3. 2 移替えについて

(1) N P E等の漏出を防ぐために必要な措置を講じた手動ポンプ又は自動ポンプを使用し、当該ポンプはN P E等の移替え以外の用途で使用しないこと。

(2) ポンプを使用しない場合は、サイホンを使用すること。

- (3) N P E 等を流出させないように留意して移替えを行うこと。
- (4) 液面の高さに注意して、あふれることのないようにすること。
- (5) N P E 等を使用するための装置（以下「使用装置」という。）にN P E 等を充填する場合は、使用装置の作動を停止すること。
- (6) 移替え後は、直ちに移替え元及び移替え先の容器並びにポンプ等の開口部を密栓する等N P E 等の流出を防止すること。
- (7) 誤って流出させた場合に備えて、移替えに当たっては受皿等を用意すること。

3. 3 使用について

- (1) 使用装置については、使用の開始時に点検を行うとともに、使用中にも必要に応じて点検を行うこと。
- (2) N P E 等を流出させないように留意して使用すること。
- (3) 使用終了後は、使用装置の点検を行い、使用装置をふたで密閉する等N P E 等の流出を防止すること。

(4) 誤って流出させた場合に備えて、使用に当たっては受皿等を用意すること。

4. N P E 等を取り扱う施設及び場所の構造等については、次の事項に留意して適宜、適切な見直しを行い、必要に応じて改善措置を講ずること。

点検等で漏出が疑われる場合等、N P E 等を取り扱う施設及び場所の排水について、必要に応じて適切なサンプリング及び分析を行うことにより、含まれるN P E の濃度を把握し、異常が認められた場合には、N P E 等を取り扱う施設及び場所の構造及び点検管理並びにN P E 等の取扱作業について見直しを行うことにより、その原因を究明すること。

5. N P E 等を取り扱う施設からのN P E 等の漏出については、次の事項に留意して対処すること。

5. 1 漏出処理要領の策定等について

次の内容を定めた漏出処理要領を策定し、応急措置及び処理方法をあらかじめ取扱作業を行う者等に周知しておくこと。

- (1) 発見者は漏出を速やかに責任者に通報するとともに、通報を受けた責任者が、装置を停止させる等必要な応急措置を速やかに取扱作業を行う者等に対し指示すること。
- (2) 漏出箇所からの漏出を止める又はその施設及び場所内の内容物を密閉可能な容器へ移し替えること。
- (3) ポンプ等により漏出物の回収を行うとともに、ポンプ等により回収できなかった漏出物については、活性炭等による吸着、乾燥した砂等による吸収又はウエス若しくは紙タオル等によるふき取りを行うこと。

5. 2 漏出を認めたときの処置について

漏出を認めたときは、漏出処理要領の定めるところに従って処置すること。

6. 排水、廃液及び汚泥等の処理について

排水、廃液及び汚泥等は、関係法令に基づき適正に処理し、N P Eの環境放出の抑制を図ること。